

日本線虫学会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は日本線虫学会 (Japanese Nematological Society) と称する。

第2条（目的）

本会は線虫学の進歩及び普及を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他出版物の刊行
- (2) 講演会及び研究会の開催
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な事業

第4条（事務局）

本会に事務局を置く。所在地は別に定める。

第2章 会員

第5条（会員の種類）

本会の会員は、正会員、団体会員、賛助会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛成して入会した個人とする。
- 3 団体会員は、本会の発行する会誌を定期的に購読する大学、地方自治体、法人等の団体とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛成し、本会の事業を維持・推進するために経済的に支援を行う個人または団体とする。
- 5 名誉会員は、日本の線虫学および本会の発展に大きな功績があり、評議員会により推薦され、総会において決定された個人とする。

第6条（入会）

本会に会員として入会を希望する者は、入会申込書に所定事項を記載し、会費を添えて事務局に提出しなければならない。ただし、名誉会員には選出の翌年度から会費納入の義務はない。

第7条（会費）

会員は、別に定める所定の会費を前納しなければならない。

- 2 会費を3年以上滞納した者は、会員の資格を失うことがある。

第8条（権利）

会員は次の権利を有する。ただし、団体会員及び賛助会員は以下の(2)、(3)及び(4)を、名誉会員は以下の(4)を有しない。

- (1) 会誌及びその他の出版物の配布を受けること。
- (2) 会誌及び講演会で研究業績を発表すること。
- (3) 総会に出席し、会の運営に意見を述べること。
- (4) 役員の見選挙権及び被選挙権を行使すること。

第9条（退会）

本会を退会しようとする者は、会長あて退会届を事務局に提出しなければならない。

第3章 役員

第10条（役員の種類・定員）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 評議員 10 名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 幹事若干名
- (5) 会計監査 2 名

第 11 条 (役員 の 職務)

役員は、以下の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 評議員は、評議員会を構成し、会の運営に関する重要事項を評議する。
- (3) 事務局長は、本会の事務局を代表し、事務局の業務を統括する。
- (4) 幹事は、それぞれ、庶務、会計及び編集の業務を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

第 12 条 (役員 の 任期 及び 決定)

役員 の 任期 は、2 年 と する。た だ し、役 員 は、そ の 任 期 終 了 後 で も、後 任 者 が 就 任 す る ま で は、な お、そ の 職 務 を 行 う。

- 2 会長は、会員の投票によって選出する。ただし、連続して3期以上の任期を務めることはできない。
- 3 評議員は、会員の投票によって選出する。
- 4 事務局長は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 幹事は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6 会計監査は、評議員会で候補を選び、総会の承認を得て決定する。ただし、会計監査は、本会の他の役員を兼務することはできない。また、連続して任期を務めることはできない。

第 13 条 (役員 の 補充)

選挙によって選出された役員に欠員を生じた場合は、評議員会に諮り、選挙の次点者をもって補充する。ただし、補充された役員は、その直後の総会で承認を受けるものとする。補充された役員 の 任 期 は、前 任 者 の 残 任 期 間 と する。

- 2 会長に事故ある場合、評議員会は、評議員の中から会長代理を選出することができる。

第 4 章 機 関

第 14 条 (総 会)

総会 は、本 会 の 最 高 議 決 機 関 で あり、事 業 計 画 ・ 収 支 予 算、事 務 報 告 ・ 収 支 決 算、会 則 の 改 廃、そ の 他 評 議 員 会 で 必 要 と 認 め た 事 項 等 重 要 事 項 を 審 議 ・ 決 定 す る。

第 15 条 (評 議 員 会)

本 会 に、予 算、決 算、事 業 計 画、そ の 他 の 重 要 な 会 務 を 評 議 す る 評 議 員 会 を 置 く。

- 2 評議員会は、会長及び評議員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長は会長がこれを務める。
- 4 評議員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席がなければ議決することはできない。
- 5 評議員会における議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 緊急を要する案件については、評議員全員の賛同を得た場合に限り、評議員会の開催によらず、これに代わる連絡文書による投票で議決することができる。なお、議決の方法は評議員会に準ずる。

第 16 条 (委 員 会)

本 会 に 次 の 委 員 会 を 置 く。

- (1) 編集委員会
- (2) 選挙管理委員会

(3) その他評議員会が必要と認めた委員会

第17条（編集委員会）

編集委員会は、別に定める規定に従って、会誌その他出版物の編集を担当する。

第18条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会は、別に定める規定に従って、役員選挙の業務を担当する。

第5章 会計

第19条（経費）

本会の事業遂行に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

第20条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、評議員会の承認及び総会の議決を経て執行する。事業計画及びこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

第21条（事業報告及び収支決算）

本会の収支決算は、毎年度終了後に会長が作成し、事業報告とともに会計監査の意見をつけて、評議員会及び総会の承認を得る。

第22条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 会則の改廃

第23条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7章 雑則

第24条（諸規定）

この会則に定めるもののほか、会の運営上必要な事項は、別に定める。

付則

本学会を1971年4月7日から発足する。

この会則は2000年1月1日から施行する。

1971年4月7日制定

1973年4月4日一部改正

1980年4月4日一部改正

1982年4月3日一部改正

1992年9月29日改正

1999年9月9日一部改正

2002年10月10日一部改正

2009年9月3日一部改正

2020年11月18日一部改正